

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 秋本クリニック ひろしま駅北	広島市東区光町二丁目二番二七号 一階	令和 七・一〇・一
いしうちファミリークリニック	広島市佐伯区五日市町大字石内六七八二一	〃
医療法人社団恵正会 さこぐち脳神経外科クリニック	広島市安佐北区落合五丁目二四番八号	令和 七・一〇・一五
あべとも内科消化器クリニック	広島市安佐南区伴東七丁目六四番一五号	令和 七・一〇・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

							アミノ病院	名 称
							甘日市市串戸五―一―三五	所 在 地
							令和七・九・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

							三島齒科医院	名 称
							廿日市市廿日市二一三一七	所 在 地
							令和 七・ 九・ 九	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

							あおぞら薬局 不動院前店	名 称
							広島市東区牛田新町三丁目三番七号	所 在 地
							令和 七・ 九・ 一	指 定 年 月 日